

実在する事業者をかたり未納料金を請求する詐欺に注意

相談事例

大手通信会社グループの事業者を名乗り「1年間電話料金が未払いになっている。支払わなければ法的手続きをとる。守秘義務があるので誰にも話さないように」と電話があった。コンビニで電子マネーを購入するように言われ、店員に聞かれた場合は「自分で使う」と答えるように指示され、30万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。その後も追加で50万円分購入するようにと電話があり、おかしいと思った（80歳代）

■ コンビニ等で電子マネーを購入するように指示し、番号を教えさせる方法はすべて詐欺です。

■ 実在する事業者を名乗り、身に覚えのない未納料金を請求される電話があっても、言われるまま支払ってはいけません。

■ 知らない番号や非通知からの電話は「出ない」「話をしない」「かけ直さない」ようにしましょう。

■ 不明な点がある場合は、実在する事業者の正式な問い合わせ窓口を家族や周りの人とともに調べて問い合わせましょう。

（国民生活センターHP参考）

○ 自宅の固定電話に知らない番号から電話があり、出ると電気通信事業者や総務省などをアナウンスされ「2時間以内に電話が使えなくなります」とメッセージが流れた。

○ スマホに着信があり、オペレータに繋がりたい人は①を押してくださいという音声ガイダンスに従い、①を押すと、料金の未納が30万円あると言われ、名前と生年月日を聞かれた。



困った時はすぐ相談
宇和島市消費生活センター
TEL 0895-20-1075
(月～金 9時～16時)

SNS型投資詐欺に注意！

投資に「絶対」「確実」はありません

著名人になりすましたニセ広告が急増しています

「著名人による無料の投資セミナー」「必ず儲かる」など、
甘い言葉にご用心！！

インターネット上に著名人の名前・写真を悪用した嘘の投資広告を出したり、「必ず儲かる投資方法を教えます」などとメッセージを送るなどして、SNSに誘導し、投資に関するメッセージのやり取りを重ねて信用させ、最終的に「投資金」や「手数料」などという名目で、ネットバンキングなどので金銭を振り込ませる詐欺です。一度騙されると、詐欺と気付くまでお金を何度も振り込んでしまい、被害額が高額になってしまいます。振込先が個人名義の場合は詐欺です。被害回復は困難です。振り込まないでください。

気を付けるべきポイント※お金を振り込む前に確認！

投資先が実在している？ 国の登録業者？ 調べましょう！

- 無登録での金融商品取引や暗号資産交換業は違法です。金融庁HPで確認しましょう。
- 著名人が無料で投資教室を開催したり、確実に利益が出る投資話を教えたりすることはありません。
本人の公式アカウントからの発信情報を確認しましょう。

【確実に利益が出る】 【〇〇さんの無料投資教室】

【絶対に儲かる】 【あなただけに教えます】

詐欺を疑いましょう！！

